

# 群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者及び組合議会議員の費用弁償に関する条例

平成 2年 6月 25日  
条 例 第 2 号

改正 平成 5年 6月 8日 条例第 1号  
平成 16年 2月 27日 条例第 2号

(目的)

第一条 この条例は、群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者及び組合議会議員（以下「管理者等」という。）に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第二条 管理者等が職務のため旅行したときは、群馬県市町村会館管理組合職員等の旅費に関する条例（平成 16年群馬県市町村会館管理組合条例第 2号）に準じて支給する。ただし、旅費定額は別表に定めるところによるものとし、別表に定めるもののほか必要な経費はその実費を弁償するものとする。

2 別表に定める日当の定額については、群馬県市町村会館管理組合職員等の旅費に関する条例第 19条第 2項から第 4項までの規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成 2年 7月 1日から施行する。

附 則（平成 5年 6月 8日 条例第 1号）

この条例は、平成 5年 6月 8日から施行する。

附 則（平成 16年 2月 27日 条例第 2号抄）

この条例は、平成 16年 4月 1日から施行する。

別表

区 分	鉄道・船賃	車 賃 1kmにつき	日 当 1日につき	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 一夜につき
				甲地方	乙地方	
組合の管理者 及び議員等	運 賃	円 37	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 3,000